

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額				
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.033を乗じて得た額				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

 滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第23号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条中「建築物」の右に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)」を加える。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第36条の3第3項を削る。

第36条の6中「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

第37条第1項中「第28条」の右に「、第29条、第31条」を加える。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第24号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 この条例において「広告主」とは、自らまたは屋外広告業者その他の者に委託することにより、広告物を表示し、または掲出物件を設置する者をいう。

第2条の次に次の3条を加える。

(県の責務)

第2条の2 県は、この条例の目的を達成するため、広告物に関する施策を策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、広告主、屋外広告業者および県民に対し、広告物に関する知識の普及および啓発に努めるものとする。
- 3 県は、広告物に関する施策の策定および実施に当たっては、関係行政機関および屋外広告業者で組織される団体その他の関係者との連携に努めるものとする。

(広告主および屋外広告業者等の責務)

第2条の3 広告主は、広告物の表示または掲出物件の設置およびこれらの管理(以下この条において「広告物の表示等」という。)を適正に行うとともに、広告物の表示等を委託する場合は、当該委託に係る屋外広告業者その他の者により、当該広告物の表示等が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 広告主から広告物の表示等の委託を受けた屋外広告業者その他の者は、広告主と連携し、当該委託に係る広告物の表示等を適正に行わなければならない。
- 3 広告主および屋外広告業者は、県が実施する広告物に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第2条の4 県民は、県が実施する広告物に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第4条第1項第6号中「、公衆電話所および公衆便所」を「および公衆電話所」に改め、同項第10号を削り、同条第2項中「道路」の右に「(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「何人も、」の右に「道路上の」を、「の類」の右に「(第8条第1項第5号においてこれらを「電柱等」という。)」を、「もの」の右に「(以下これらを「簡易広告物」という。)」を加える。

第5条から第7条までを次のように改める。

(表示等の許可等)

第5条 広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、県の区域(大津市および第29条の2の規定の適用を受ける市町の区域を除く。)について、地域の特性に応じた良好な景観の形成または風致の維持を図るため、規則で地域の区分を定めるものとする。

3 第1項の許可の基準は、前項の規定により区分された地域ごとに規則で定める。

4 知事は、前項の規定にかかわらず、良好な景観を形成し、または風致を維持するため特に必要があると認めるときは、第2項の規定により区分された地域のうち、知事が指定する地域について、前項の基準を強化し、または緩和することができる。

第6条および第7条 削除

第8条第1項中「から第6条まで」を「および第5条」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 禁止物件または道路の路面に表示する広告物で、当該禁止物件または道路の効用を高めるため必要と認められるもののうち、規則で定める基準に適合するもの

第8条第1項第5号を削り、同項第6号中「前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件」を「禁止物件、道路の路面または電柱等」に、「掲出物件」を「その掲出物件」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を削り、同項第8号中「公益上」を「寄贈、協賛等により設置し、または管理される公益上」に、「で寄贈者名等を表示するもののうち」を「に当該寄贈、協賛等をした者の氏名等を表示する広告物またはその掲出物件で」に改め、同号を同項第6号とし、同項に次の3号を加える。

(7) 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物またはその掲出物件

(8) 第15条の2第1項または第7項の規定による認定を受けた広告物または掲出物件

(9) 第15条の3第1項の規定による認定を受けた広告物またはその掲出物件(以下「認定優良広告物」という。)

第8条第2項中「および第6条」を削り、同項第1号中「広告物」の右に「(次条第1項第2号において「自家用広告物」という。)」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「ため、当該開催期間中」を「ために」に改め、「掲出物件」の右に「で、規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号中「について表示される」を「のために表示する」に、「工事期間中に表示される」を「建設工事の期間中に表示し、もしくは設置する」に、「表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでない」を「表示する広告物で、規則で定める基準に適合する」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「地方公共団体」の右に「その他公共的団体」を加え、「公共掲示板」を「公共的な掲示板」に改め、「広告物」の右に「で、規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 簡易広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

第8条第2項第8号を次のように改める。

(8) 表示する期間が14日以内の広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

第8条第2項第9号および第3項を削り、同条第4項中「第1項または第2項」を「前2項」に、「から第6条まで」を「および第5条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第9条中「または一の地域もしくは場所が禁止地域もしくは許可地域となつた際」および「または地域もしくは場所」を削り、「ついては」の右に「、次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ」を加え、「または当該地域もしくは場所が禁止地域もしくは許可地域となつた日」を削り、「3年間は、第4条から第6条までの規定は、適用しない」を「それぞれ当該各号に定める期間は、なお従前の例による」に、「許可の」を「認定の」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 簡易広告物またはその掲出物件 1年

(2) 自家用広告物(簡易広告物を除く。)またはその掲出物件 10年

(3) 前2号に掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件 3年

第9条に次の1項を加える。

2 第5条第2項の規定により既に区分されていた地域から同項の規定により他の区分された地域(以下この項において「他区分地域」という。)となつた際または同条第4項の規定により知事が指定する地域(以下この項において「知事指定地域」という。)となり、もしくは知事指定地域でなくなつた際にこれらの地域に適法に表示され、または設置されている広告物または掲出物件で、当該他区分地域となり、または当該知事指定地域となり、もしくは当該知事指定地域でなくなつたことにより同条第3項の基準(同条第4項の規定の適用を受けた場合の当該基準を含む。第12条において同じ。)に適合しないこととなつたものについては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該物件が禁止物件となつた」とあるのは「他区分地域となり、または知事指定地域となり、もしくは知事指定地域でなくなつた」と、「認定」とあるのは「許可または認定」と読み替えるものとする。

第10条第1項中「第6条または第8条第3項の規定により」を「第5条第1項の」に改め、同項第2号中「広告物」を「許可の申請に係る広告物」に、「以下」を「次項において」に改め、「第14条第1項第2号において同じ。」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 管理者は、県内に住所または事務所もしくは事業所を有する者でなければならない。

第11条第1項中「第6条または第8条第3項の規定による」を「第5条第1項の」に改める。

第12条の見出しを「(特例許可)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の許可」を「第5条第3項」に改め、同項を同条とする。

第13条中「第6条または第8条第3項の規定による」を「第5条第1項の」に、「規定する」を「掲げる」に改める。

第14条第1項中「第6条または第8条第3項の規定による」を「第5条第1項の」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「管理者」を「許可広告物等を管理する者」に改め、「氏名」の右に「(法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名)」を加え、

同条第3項中「第6条または第8条第3項」を「第5条第1項」に改める。

第15条第5項中「第10条」を「第5条第3項および第4項ならびに第10条」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(公共的広告物等の認定)

第15条の2 知事は、公共的目的をもつて表示され、または設置される広告物または掲出物件について、良好な景観の形成または風致の維持に支障を及ぼさず、かつ、公衆に対して危害を及ぼすおそれがない旨を認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 認定を受けようとする者の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）
- (2) 認定の申請に係る広告物または掲出物件を管理する者（次項において「管理者」という。）の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）
- (3) その他規則で定める事項

3 第10条第2項の規定は、管理者について準用する。

4 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。第19条第2項または第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

5 第1項の規定による認定を受けた者（以下この条において「認定表示者等」という。）は、規則で定めるところにより、定期的に、同項の規定による認定を受けた広告物または掲出物件（以下「認定公共的広告物等」という。）の管理の状況について、知事に報告しなければならない。

6 認定表示者等は、第2項第1号および第2号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

7 認定表示者等は、認定公共的広告物等について改装または改造をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な改装または改造については、この限りでない。

8 第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第5項中「同項」とあるのは、「第7項」と読み替えるものとする。

(優良広告物の認定)

第15条の3 知事は、優良な意匠を有する広告物またはその掲出物件であつて、特に良好な景観の形成に寄与し、かつ、公衆に対して危害を及ぼすおそれがないと認められるものを優良広告物として認定することができる。

2 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かななければならない。第19条第4項の規定によりこれを取り消そうとするときも、同様とする。

3 前条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による認定について準用する。この場合において、同条第4項中「第3項」とあるのは、「第4項」と読み替えるものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

(点検義務)

第16条の2 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、当該広告物または掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況について点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物または掲出物件については、この限りでない。

2 前項に規定する者は、規則で定める広告物または掲出物件についての同項の点検を法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者(第25条第1項第1号において「試験合格者」という。)その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者(以下この項において「有資格者」という。)に行わせなければならない。ただし、前項に規定する者が有資格者である場合において、自ら当該点検を行う場合は、この限りでない。

第17条第1項中「より許可」の右に「もしくは認定」を加え、「日、第19条」を「日、同条」に、「第9条」を「第9条第1項または第2項」に、「同条の規定による」を「同条第1項各号(同条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じて当該各号に定める」に改め、同条第2項中「許可広告物等」の右に「、認定公共的広告物等または認定優良広告物」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(勧告)

第17条の2 知事は、この条例に違反した広告物または掲出物件(以下「違反広告物等」という。)を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、当該違反広告物等の表示もしくは設置の停止を勧告し、または5日以上の間を定め、当該違反広告物等の除却その他良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(違反広告物等である旨の表示)

第17条の3 知事は、前条の規定による勧告(以下この条および次条において「勧告」という。)を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、規則で定めるところにより、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

2 知事は、勧告をしようとする場合において違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者を過失がなく確知することができないときは、規則で定めるところにより、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

3 知事は、第1項の規定による表示をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第18条第1項を次のように改める。

知事は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

第18条第2項中「前項」を「前2項」に、「広告物」を「違反広告物等」に、「当該掲出物件を設置する者またはこれらを」を「設置し、または」に、「は、これらの除却」を「(勧告をすべき者を過失がなく確知することができないため第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)」は、これらの措置」に改め、同項ただし書中「期限を」を「期間を」に、

「これらを設置する者」を「当該掲出物件を設置し、」に、「期限まで」を「期間内」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項に規定する場合のほか、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、5日以上の期間を定め、当該違反広告物等の除却その他公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第19条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条中「第6条、第8条第3項」を「第5条第1項」に、「規定による許可」を「許可」に改め、同条第1号中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第15条の2第1項もしくは第7項または第15条の3第1項の規定による認定（以下この項においてこれらを「認定」という。）を取り消すことができる。

- (1) 第15条の2第2項（同条第8項または第15条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する申請書に虚偽の記載があつたとき。
- (2) 認定を受けた者が第15条の2第5項（同条第8項において読み替えて準用する場合または第15条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。
- (3) 認定を受けた者が第15条の2第6項（同条第8項または第15条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つたとき。

- 3 知事は、前項に規定する場合のほか、第15条の2第1項または第7項の規定による認定を受けた者が前条第1項の規定による知事の命令に従わず、認定公共的広告物等（第15条の2第7項の認定に係る広告物または掲出物件を含む。）が良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたときは、これらの認定を取り消すことができる。

- 4 知事は、第2項に規定する場合のほか、認定優良広告物が特に良好な景観の形成に寄与しなくなつたと認められ、または公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたときは、第15条の3第1項の規定による認定を取り消すことができる。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条の見出しを「（広告物の表示等をする者等に対する報告徴収および立入検査）」に改め、同条第1項中「良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、」を「この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者もしくはこれらを管理する者から報告もしくは資料の提出を求め、または」に、「または関係者」を「もしくは関係者」に改める。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の法令の規定により規格もしくは基準が定められている広告物または掲出物件として規則で定めるもののみの表示または設置を行う営業を営もうとする場合は、この限りでな

い。

第25条第1項第1号を次のように改める。

(1) 試験合格者

第25条第2項第2号中「設置に係る」を「掲出物件の設置に係る」に改める。

第26条の2第1項第4号中「これ」を「これら」に改める。

第26条の4の見出しを「(屋外広告業を営む者に対する報告徴収および立入検査)」に改める。

第27条第1項中「許可または」を削り、同項ただし書を削る。

第28条第1項第1号中「第5条および第6条の規定による指定をし」を「第5条第2項の地域の区分もしくは同条第3項の基準を定め」に改め、同項第2号中「第8条第1項」を「知事が第8条第1項」に改め、「ならびに第12条第1項」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 知事が第5条第4項の規定により地域の指定をし、もしくは同項の規定により同条第3項の基準を強化し、もしくは緩和し、またはこれらを変更しようとするとき。

第29条中「第5条および第6条の規定による指定をし」を「第5条第4項の規定により地域の指定をし、もしくは同項の規定により同条第3項の基準を強化し、もしくは緩和し」に改める。

第29条の2第2項中「第3条から第6条までおよび第8条」を「第2条の2から第5条まで、第8条から第19条までおよび第20条の2」に改める。

第31条第2項中「第20条第1項」を「第18条第1項または第2項」に改め、同条第3項第1号中「から第6条まで」を「または第5条第1項」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条の2第7項の規定に違反して認定公共的広告物等を改装し、または改造した者

第31条第4項第1号中「よる」の右に「報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または」を加え、「または」を「もしくは」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の滋賀県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第28条第1項の規定による滋賀県景観審議会の意見の聴取およびこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の滋賀県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第6条または第8条第3項の規定によりされた許可は、新条例第5条第1項の規定によりされた許可とみなす。この場合において、当該みなされた許可の期間は、従前の許可の期間の満了の日までとする。

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他

の行為は、それぞれ新条例の相当規定に基づいてされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 5 前項の規定により新条例第5条第1項の許可の申請とみなされた旧条例第6条または第8条第3項の許可の申請(付則第8項において「みなし申請」という。)に係る滋賀県屋外広告物条例第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)または同条第2項に規定する掲出物件(以下「掲出物件」という。)についての新条例第5条第1項の許可の基準は、同条第3項および第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に適法に表示され、または設置されている屋外広告物または掲出物件(次項に規定する簡易広告物(新条例第4条第3項に規定する簡易広告物をいう。以下この項および次項において同じ。)またはその掲出物件を除く。)で、新条例第5条第1項の規定により新たに許可を要することとなるものについては、次の各号に掲げる屋外広告物または掲出物件の区分に応じ、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)からそれぞれ当該各号に定める期間(当該期間内に新条例の規定による許可または認定の申請があった場合において、当該期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、その処分がされる日まで)の間は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 簡易広告物またはその掲出物件 1年
 - (2) 新条例第8条第2項第1号に規定する自家用広告物(簡易広告物を除く。)またはその掲出物件 10年
 - (3) 前2号に掲げる屋外広告物または掲出物件以外の屋外広告物または掲出物件 3年
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第9条の規定の適用を受けている簡易広告物またはその掲出物件(当該簡易広告物またはその掲出物件に係る同条に規定する日から施行日までの年数(その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を3年から控除した残余の年数が1年を超えるものに限る。)で、新条例第5条第1項の規定により新たに許可を要することとなるものについては、施行日から当該残余の年数を経過する日まで(当該期間内に新条例の規定による許可または認定の申請があった場合において、当該期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、その処分がされる日まで)の間は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 付則第3項の規定により新条例第5条第1項の許可とみなされた旧条例第6条もしくは第8条第3項の許可またはみなし申請に対してされた新条例第5条第1項の許可に係る屋外広告物または掲出物件であって、同条第3項の基準(同条第4項の規定の適用を受けた場合の当該基準を含む。)に適合しないものに係る新条例第15条第2項の許可の基準については、付則第6項各号に掲げる屋外広告物または掲出物件の区分に応じ、施行日からそれぞれ当該各号に定める期間は、同条第5項において準用する新条例第5条第3項および第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 新条例第10条第2項(新条例第15条第5項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる新条例第5条第1項または第15条第1項もしくは第2項の許可の申請に係る屋外広告物または掲出物件の管理を行う者について適用する。
- 10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 11 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 12 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(9)の項オ中「第6条および第8条第3項」を「第5条第1項」に改め、同項カ中「第8条第4項」を「第8条第3項」に改め、同項中キを削り、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、同項ニ中「ナ」を「フ」に改め、同項ニを同項へとし、同項ナ中「よる」の右に「報告および資料の提出の要求ならびに」を加え、同項中ナをフとし、チからトまでをネからヒまでとし、ネの前に次のように加える。

ヌ 条例第19条第2項から第4項までの規定による認定の取消し	
--------------------------------	--

別表(9)の項ソおよびタを削り、同項セ中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同項セを同項ニとし、同項ス中「第18条第2項」を「第18条第3項」に、「広告物」を「措置の実施」に改め、「掲出物件の除却ならびに」を削り、同項スを同項ナとし、同項ナの前に次のように加える。

ト 条例第18条第2項の規定による必要な措置の命令	
---------------------------	--

別表(9)の項シ中「必要な」を「勧告に係る」に改め、同項シを同項テとし、同項テの前に次のように加える。

タ 条例第17条の2の規定による必要な措置の勧告	
チ 条例第17条の3第1項および第2項の規定による表示	
ツ 条例第17条の3第3項の規定による意見を述べる機会の付与	

別表(9)の項中サをソとし、ケの次に次のように加える。

コ 条例第15条の2第1項および第15条の3第1項の規定による認定	
サ 条例第15条の2第4項(同条第8項において準用する場合および条例第15条の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公表	
シ 条例第15条の2第5項(同条第8項において読み替えて準用する場合および条例第15条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理	
ス 条例第15条の2第6項(同条第8項および条例第15条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出の受理	
セ 条例第15条の2第7項の規定による改装および改造の認定	

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第25号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 景観影響調査(第18条・第19条)」を「第3節 削除」に、「第9章 雑則(第35条)」を「第9章 雑則(第35条) 第10章 罰則(第36条・第37条)」に改める。

第9条第1項中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同条第2項および第3項を削り、同条第4項中「琵琶湖景観形成地域および」を削り、同項を同条第2項とし、同条第5項中「琵琶湖景観形成地域および」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とする。

第11条第3項中「次の各号」を「沿道景観形成地区または河川景観形成地区における次」に改め、「区域の区分に応じ、当該各号に定める」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における物件の堆積
- (4) 水面の埋立てまたは干拓

第11条の次に次の1条を加える。

(行為の完了の届出)

第11条の2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第13条第6号中「琵琶湖景観形成地域、」を削る。

第15条ただし書を削る。

第4章第3節を次のように改める。

第3節 削除**第18条および第19条 削除**

第29条第2項中「都市計画法」の右に「(昭和43年法律第100号)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 罰則

(罰則)

第36条 第11条の2の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第37条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行われる景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出に係る行為について適用する。

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第26号

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中 「 格 技 場 」 を 「 多 目 的 室 」 に、

「 ス ポ ー ツ 会 館 」	会 議 室 A	1, 250	2, 120
	会 議 室 B	860	1, 250

を 「
ス ポ ー ツ 会 館
」

会 議 室	500	850
-------	-----	-----

「
」 に改め、同項第2号の表中

「 ス ポ ー ツ 会 館 」	体 育 室	1人2時間につき 260	1人2時間につき
	ト レ ー ニ ン グ 室	同 260	同

410	1人2時間につき 580	を 「 草 野 球 場 」	同 260	同	
410	同 570		ス ポ ー ツ 会 館	体 育 室	1人2時間につき 260

320	同 460	」	に改め、同表注3中「草野球場」の右に「（貸切り使	
2時 つき 410	1人2時間につき 580		用に限る。）」を加え、「格技場」を「多目的室」に改め、同表注5中「草野球場」の右に「（貸	

用に限る。）」を加え、「格技場」を「多目的室」に改め、同表注5中「草野球場」の右に「（貸

切り使用に限る。)」を、「限る。)」の右に「もしくは多目的室」を加え、同表注6中「格技場、卓球場またはトレーニング室」を「多目的室または卓球場」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第27号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例(昭和32年滋賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,868人」を「4,910人」に、「2,773人」を「2,771人」に改め、同表養護教員の項中「236人」を「234人」に、「106人」を「107人」に改め、同表栄養教諭および学校栄養職員の項中「17人」を「20人」に改め、同表事務職員の項中「260人」を「263人」に、「125人」を「123人」に改め、同表計の項中「5,417人」を「5,460人」に改め、同表合計の項中「8,438人」を「8,481人」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第28号

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ウ中「収入の年額」の右に「または当該年の世帯の収入の年額の見込額」を加え、「(以下「世帯の需要の年額」という。)」を削り、同号エを削る。

第3条中「および入学資金」を「、入学資金および電子計算機購入資金」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額(その額が150,000円を超えるときは、150,000円)とする。

第5条に次の1項を加える。

3 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとする。

第8条中「高等学校等を卒業したとき、または前条の規定により貸与の打切りがあったときは、

当該卒業した日または打ち切りのあった」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 高等学校等を卒業したとき 当該卒業した日
- (2) 奨学生にあっては、前条の規定による貸与の打ち切りがあったとき 当該打ち切りのあった日
- (3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき 当該要件を欠くに至った日

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県奨学資金貸与条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する電子計算機購入資金の貸与に係る新条例の規定は、この条例の施行の日以後に滋賀県奨学資金貸与条例第1条に規定する高等学校等（同条に規定する中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を除く。以下同じ。）に入学した者および中等教育学校の第4学年に進級した者（以下「施行年度入学者等」という。）（同日前に高等学校等に入学し、または中等教育学校の第4学年に進級した者であって、同一の学年を重ねて履修することとなり施行年度入学者等と同一の学年に属することとなったものを含む。）について適用する。

 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第29号

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第31条第2項の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第2項	100分の120	100分の125
---------	----------	----------

第31条第3項中「おいて」の右に「読み替えて」を加える。

第35条第2項の表第17条第1項の項の次に次のように加える。

第17条第2項	100分の120	100分の125
---------	----------	----------

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下この項において「新学校職員給与条例」という。）第17条第2項（同条第3項もしくは滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年滋賀県条例第12号）

第2条(第1号に係る部分に限る。)の規定による改正後の滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第8条第3項の規定により読み替えて適用する場合または新学校職員給与条例第31条第2項もしくは第35条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(以下この項において「学校職員給与条例」という。)第17条第4項(新学校職員給与条例第35条第2項において読み替えて準用する場合または滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号。以下この項において「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5項(新学校職員給与条例第31条第2項において読み替えて準用する場合、新学校職員給与条例第35条第2項において準用する場合または育児休業条例第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)もしくは第6項(新学校職員給与条例第31条第2項もしくは第35条第2項において準用する場合または育児休業条例第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第23条第1項(学校職員給与条例第38条第4項において準用する場合を含む。)、第2項、第4項もしくは第6項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)もしくは第38条第2項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)第4条第1項または滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、学校職員給与条例等(学校職員給与条例、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)または滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)をいう。以下この項において同じ。)の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(学校職員給与条例等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 次号および第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。) 72.5分の10
- (3) 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。) 127.5分の5

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第30号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例(昭和29年滋賀県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官以外の警察職員の項中「303人」を「307人」に改め、同表合計の項中「2,585人」を「2,589人」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第31号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第16号を次のように改める。

(16) 銃器等犯罪捜査従事作業

第4条に次の2号を加える。

(19) 逸走家畜取扱作業

(20) 放置違反金等徴収作業

第6条第15項第1号中「銃器と」を「クロスボウ(以下この項において「銃器等」という。)もしくは銃器等と」に改め、同項第2号、第4号および第5号中「銃器」を「銃器等」に改め、同条中第18項を第20項とし、第17項の次に次の2項を加える。

18 第4条第19号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とする。

19 第4条第20号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき550円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第16号および第6条第15項の規定は、令和4年3月15日から適用する。

